**平成２４年（フ）第１１７号**
山口県下関市長府逢坂町４番76号、前住所山口県下関市豊浦町大字川棚5425番地３
債務者　國府谷麗子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２４年（フ）第１１６号**
愛媛県新居浜市久保田町１丁目10番30号　レオパレス新居浜Ａ102号室、前住所愛媛県新居浜市港町19番35号
債務者　阿部恵美子（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第９３号**
愛媛県今治市蔵敷町２丁目15番地35、旧住所愛媛県今治市鯉池町１丁目１番31号
債務者　望月　共子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第９４号**
愛媛県越智郡上島町生名4651番地、旧住所広島市西区井口台２丁目23番11―103号
債務者　檜垣　孝英
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第１４号**
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦76番地１
債務者　小嶋　敬子（旧姓久我）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

**平成２４年（フ）第３９３号**
大分市大在北１丁目５番24号パレ・ドール大在Ⅰ406
債務者　高橋　栄一
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第４１４号**
大分市中島西３丁目３番１号ルネ中島507
債務者　佐藤　幸司
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３９号**
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地293　ユーミー106
債務者　上杉　英樹
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２４年（フ）第４１号**
宮崎県日南市飫肥５丁目２番８号
債務者　永田　哲己
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２４年（フ）第１４１号**
宮崎県延岡市富美山町139番地４
債務者　廣瀬　光信
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第７８号**
石川県能美市和光台３丁目50番地４
債務者　竹井　寛之
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２４年（フ）第５４号**
長野県上伊那郡南箕輪村724番地140　中込団地63号
債務者　北原　達夫
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２４年（フ）第５６号**
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽871番地７
債務者　上田　正哉
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２４年（フ）第３４９号**
奈良市茗荷町1059番地
債務者　中野久美子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第４７０号**
熊本市西区蓮台寺１丁目９番46号　ＳＢハイツ
債務者　好村　勝之
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第５６７号**
熊本市中央区島崎１丁目１番33号
債務者　岩下　愼一
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第５６８号**
熊本県宇城市小川町川尻358番地３
債務者　松田　郁絵
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係